

神戸町独自の 緊急支援のご案内

第4弾
追加

問い合わせ先

4ヶ月間延長決定！

一般家庭及び事業者
への経済的負担の
軽減のために

上水道基本料金の
免除

R2.6月～R3.3月検針分まで

10ヶ月分の
基本料金を免除

上下
水道課
☎27-0179

世帯や個人向け支援

18歳以下のお子さん
がいる世帯に

暮らし応援
商品券の配布

18歳以下
(高校生世代)
1人あたり1万円

産業
環境課
☎27-0178

赤ちゃんが生まれた
子育て家庭への
支援のために

新生児臨時
特別給付金の支給

R2.4.28生～R3.4.1生
1名につき
10万円

子ども
家庭課
☎27-0176

休校や外出自粛など
による子育て不安
軽減のために

子育て相談
窓口の開設

子育てアドバイザー
の配置

子ども
家庭課
☎27-0176

経済的負担の
軽減のために

町指定ごみ袋
の配布

各世帯に
2袋(20枚)配布

産業
環境課
☎27-0178

自治会
向け支援

新型コロナに
対応した自治会
活動の再開を支援

自治会活動
再開支援補助金

上限10万円
(補助事業対象費の2/3)

総務課
☎27-0171

商品開発を
補助してほしい

特産品開発
支援事業補助金

上限50万円
(補助事業対象費の1/2)

まちづくり
戦略課
☎27-0172

「3密防止」対策、
業務転換を
支援してほしい

中小企業における
コロナ対策を支援

上限10万円
(補助事業対象費の1/2)

産業
環境課
☎27-0178

雇用の維持を
図った

雇用調整助成金
上乗せ助成

県・町の上乗せで
事業者を応援！

産業
環境課
☎27-0178

雇用調整助成金の
申請の仕方が
分からない

雇用調整助成金
申請支援

社会保険労務士等
費用を助成
上限5万円

産業
環境課
☎27-0178

町民の皆様の生活を支援するため、以下の取組も行っていきます。

町税の特例猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少し、町税を一時に納付することが困難である場合には、納税を猶予する制度があります。

◆問い合わせ先：税務課 ☎27-0173

上水道料金・下水道使用料の支払い猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、上水道料金・下水道使用料の納付が困難になった場合は、納期限の延長（猶予）が適用される制度があります。

◆問い合わせ先：上下水道課 ☎27-0179

国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金

【対象者】

被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染（発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む）し、4日以上その療養のために働くことができない方

◆問い合わせ先：住民保険課 27-0174

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免等

【対象者】

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったとき
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が次の3項目全てに該当するとき
 - ① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の10分の3以上
 - ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下
 - ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

◆問い合わせ先：住民保険課 27-0174

各種証明書の郵送申請の実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、戸籍証明書、住民票の写し等、町税に関する証明書の交付請求が郵便で行えます。

◆問い合わせ先：住民保険課 ☎27-0174
税務課 ☎27-0173